

5 小腸機能障害等級表 と診断のポイント

第 8 小腸機能障害

障害程度等級表

級別	小 腸 機 能 障 害
1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

一 障害程度等級表解説

- 1 **等級表 1 級**に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1）となるため、推定エネルギー必要量（表 1）の 60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - a 疾患等（注 2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75 cm未満（ただし乳幼児期は 30 cm未満）になったもの
 - b 小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの

- 2 **等級表 3 級**に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注 1）となるため、推定エネルギー必要量（表 1）の 30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
 - a 疾患等（注 2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75 cm以上 150 cm未満（ただし乳幼児期は 30 cm以上 75 cm未満）になったもの
 - b 小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの

- 3 **等級表 4 級**に該当する障害は、小腸切除又は小腸疾患（注 3）により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難（注 1）となるため、随時（注 4）中心静脈栄養法又は経腸栄養法（注 5）で行う必要があるものをいう。

（注 1）「栄養維持が困難」とは

栄養療法開始前に以下の 2 項目のうちいずれかが認められる場合をいう。

なお、栄養療法実施中の者にあつては、中心静脈栄養法又は経腸栄養法によって推定エネルギー必要量を満たしうる場合がこれに相当するものである。

① 成人においては、最近 3 か月間の体重減少率が、10%以上であること。

（この場合の体重減少率とは平常の体重からの減少の割合、又は（身長－100）×0.9 の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいう。）

15 歳以下においては、身長及び体重増加がみられないこと。

② 血清アルブミン濃度 3.2 g / d l 以下であること。

(注2)「疾患等」とは

小腸大量切除を行う疾患、病態は以下の場合をいう。

- ① 上腸間膜血管閉塞症
- ② 小腸軸捻転症
- ③ 先天性小腸閉鎖症
- ④ 壊死性腸炎
- ⑤ 広汎腸管無神経節症
- ⑥ 外傷
- ⑦ その他

(注3)「小腸疾患」とは

- ① クロウン病
- ② 腸管ベーチェット病
- ③ 非特異性小腸潰瘍
- ④ 特発性仮性腸閉塞症
- ⑤ 乳児期難治性下痢症
- ⑥ その他の良性の吸収不良症候群

(注4)「随時」とは

6か月の観察期間中に4週間程度の頻度をいう。

(注5)「経腸栄養法」とは

経管により成分栄養を与える方法をいう。

(注6)手術時の残存腸管の長さは腸間膜付着部の距離をいう。

(注7)小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。

(注8)障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

4 その他の留意事項

(1) 認定基準の中の「小腸機能の一部を喪失」とは、通常の栄養補給では所要の推定エネルギー必要量を確保できない場合に対象となるものであり、単一の栄養素の吸収不全に着目したものではない。

(2) 6か月の観察期間について、期間の計算は当該疾患に係る初診日以降の範囲内で行うこととする。

(3) 3歳未満の乳幼児で診断書作成時において、すでに6か月以上の中心静脈栄養法を実施中の者にあつては、推定エネルギー必要量の60%以上を常時中心静脈栄養法により行う必要があるものであれば、等級1級に該当するものである。

なお、乳幼児については、症状の変動が予想されるので、3歳児をもって再認定とすることとする。

(4) クロウン病、ベーチェット病等の場合は、一般的に症状に変動があるので、再認定(概ね3年)の条件を付すこととする。

- (5) 4級該当の障害として認定することとしている経腸栄養法は、経管により成分栄養を与える方法としており、したがって、特殊加工栄養の経口摂取により栄養補給が可能な者は、これに該当しないものとする。
- (6) 小腸疾患による場合、現症が重要であっても、悪性腫瘍の末期の状態にある場合は障害認定の対象とはならないものであるので留意すること。
- (7) 小腸移植後、抗免疫療法を必要とする者について
小腸移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、小腸移植によって日常生活活動の制限が大幅に改善された場合であっても1級として取り扱う。
なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当である。

(表 1) 日本人の推定エネルギー必要量

年 齢 (歳)	エネルギー (k c a l / 日)	
	男	女
0 ~ 5 (月)	5 5 0	5 0 0
6 ~ 8 (月)	6 5 0	6 0 0
9 ~ 1 1 (月)	7 0 0	6 5 0
1 ~ 2	9 5 0	9 0 0
3 ~ 5	1, 3 0 0	1, 2 5 0
6 ~ 7	1, 3 5 0	1, 2 5 0
8 ~ 9	1, 6 0 0	1, 5 0 0
1 0 ~ 1 1	1, 9 5 0	1, 8 5 0
1 2 ~ 1 4	2, 3 0 0	2, 1 5 0
1 5 ~ 1 7	2, 5 0 0	2, 0 5 0
1 8 ~ 2 9	2, 3 0 0	1, 7 0 0
3 0 ~ 4 9	2, 3 0 0	1, 7 5 0
5 0 ~ 6 4	2, 2 0 0	1, 6 5 0
6 5 ~ 7 4	2, 0 5 0	1, 5 5 0
7 5 以上	1, 8 0 0	1, 4 0 0

「食事による栄養摂取量の基準」

(令和 2 年厚生労働省告示第 1 0 号)

「再認定」対象とする際の疾患・症例一覧（小腸）

一 発育によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。
- ・ ただし、3歳未満で認定するものは「先天的な四肢欠損、形成不全」以外、原則として全て再認定対象者とする。
- ・ 具体的な例は、次のとおりである。

疾患・症例	留意事項
内部機能障害関係 ・ 先天性疾患	手術や治療による改善が見込まれる事例がある。

二 進行性の病変による障害を有するとき

- ・ 進行性の病変による障害を有するときは、障害程度の重度化が予想されるため、障害更新申請の手続きによることとし、**原則として、再認定のための診査を義務づけることはしない。**

三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき

- ・ 更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなものは、再認定対象者とする。
- ・ 具体的な例は次のとおりである。

障害種目 更生医療の内容	留意事項
小腸疾患の治療（中心静脈栄養法など）	原因疾患のクローン病等は一般的に症状に変動があるので再認定のための診査期日は概ね3年後とする。

四 その他、障害程度に変化が生じると予想されるとき

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。
- ・ ただし、下記の疾患、症例に該当するものは、原則として再認定対象者とする。
- ・ 具体的な例は次のとおりとする。

疾患、症例	留意事項
小腸切除（1級又は3級に該当する大量切除は除く） 又は小腸疾患による小腸機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に「障害程度等級表解説」第8小腸機能障害の3の（注7）で再認定を要すると規定している。 ・ クローン病等の小腸疾患は一般的に症状に変動があるので、再認定のための診査期日は概ね3年後とする。

小腸機能障害の等級診断のポイント(早見表)



障害程度等級表

(全等級で1種)

	障害程度等級表	障害程度等級表解説
1級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	次のいずれかに該当し、かつ、 栄養維持が困難 (注1)となるため、推定エネルギー必要量の 60%以上 を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dotted black;">a 疾患等(注2)により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm未満(ただし乳幼児期は30cm未満)になったもの</td> <td style="width: 50%;">b 小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの</td> </tr> </table>
a 疾患等(注2)により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、 75cm未満(ただし乳幼児期は30cm未満) になったもの	b 小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の 大部分 を喪失しているもの	
2級		
3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	次のいずれかに該当し、かつ、 栄養維持が困難 (注1)となるため、推定エネルギー必要量の 30%以上 を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dotted black;">a 疾患等(注2)により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm以上150cm未満(ただし乳幼児期は30cm以上75cm未満)になったもの</td> <td style="width: 50%;">b 小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの</td> </tr> </table>
a 疾患等(注2)により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、 75cm以上150cm未満(ただし乳幼児期は30cm以上75cm未満) になったもの	b 小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の 一部 を喪失しているもの	
4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸切除又は小腸疾患(注3)により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では 栄養維持が困難 (注1)となるため、随時(注4)中心静脈栄養法又は経腸栄養法で行う必要があるもの

- (注1) 「栄養維持が困難」とは、栄養療法開始前に次のいずれかが認められた場合をいう。
 ① 成人においては、最近3か月間の体重減少率が10%以上であること。15歳以下においては、身長及び体重増加がみられないこと。
 ② 血清アルブミン濃度が3.2g/dl以下であること。
- (注2) 「疾患等」とは、小腸大量切除を行う疾患、病態は以下の場合をいう。
 ① 上腸間膜血管閉塞症 ② 小腸軸捻転症 ③ 先天性小腸閉鎖症 ④ 壊死性腸炎
 ⑤ 広汎腸管無神経節症 ⑥ 外傷 ⑦ その他
- (注3) 「小腸疾患」とは、
 ① クロウン病 ② 腸管ペーチェット病 ③ 非特異性小腸潰瘍 ④ 特発性仮性腸閉塞症
 ⑤ 乳児性難治性下痢症 ⑥ その他の良性的吸収不良症候群
- (注4) 「随時」とは、6か月の観察期間中に4週間程度の頻度をいう。
- (注5) 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- (注6) 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

診断年月日欄

医療機関名、
指定医氏名欄

再認定欄

は記載済みですか。

2-5 参照体位

2-5-1 目的

食事摂取基準の策定において参照する体位(身長・体重)は、性及び年齢区分に応じ、日本人として平均的な体位を持った者を想定し、健全な発育及び健康の保持・増進、生活習慣病の予防を考える上での参照値として提示し、これを参照体位(参照身長、参照体重)と呼ぶ(表3)。

表3 参照体位(参照身長、参照体重)¹

性別	男性		女性 ²	
	参照身長(cm)	参照体重(kg)	参照身長(cm)	参照体重(kg)
0～5 (月)	61.5	6.3	60.1	5.9
6～11 (月)	71.6	8.8	70.2	8.1
6～8 (月)	69.8	8.4	68.3	7.8
9～11 (月)	73.2	9.1	71.9	8.4
1～2 (歳)	85.8	11.5	84.6	11.0
3～5 (歳)	103.6	16.5	103.2	16.1
6～7 (歳)	119.5	22.2	118.3	21.9
8～9 (歳)	130.4	28.0	130.4	27.4
10～11 (歳)	142.0	35.6	144.0	36.3
12～14 (歳)	160.5	49.0	155.1	47.5
15～17 (歳)	170.1	59.7	157.7	51.9
18～29 (歳)	171.0	64.5	158.0	50.3
30～49 (歳)	171.0	68.1	158.0	53.0
50～64 (歳)	169.0	68.0	155.8	53.8
64～74 (歳)	165.2	65.0	152.0	52.1
75以上 (歳)	160.8	59.6	148.0	48.8

¹0～17歳は日本小児内分泌学会・日本成長学会合同標準値委員会による小児の体格評価に用いる身長、体重の標準値を基に、年齢区分に応じて、当該月齢及び年齢区分の中央時点における中央値を引用した。ただし、公表数値が年齢区分と合致しない場合は、同様の方法で算出した値を用いた。18歳以上は、平成28年国民健康・栄養調査における当該の性及び年齢区分における身長・体重の中央値を用いた。

²妊婦、授乳婦を除く。

日本人の食事摂取基準(2020年版)

「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書より